



宮 崎 県 公 報

平成22年3月11日(木曜日)第2165号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則…… (建築住宅課) 1	
告 示	
○救急病院の認定 (2 件) …………… (医療業務課) 2	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (国保・援護課) 2	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… () 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… () 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… () 3	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 3	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… () 3	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… (障害福祉課) 4	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定の辞退…………… () 4	
○公有水面埋立ての竣功認可…………… (漁港漁場整備課) 4	
○道路の区域の変更 (7 件) …………… (道路保全課) 4	
○道路の供用の開始 (8 件) …………… () 6	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 7	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 8	
○建築主事事務処理規程の一部を改正する告示… (建築住宅課) 8	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 8	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 9	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… () 9	
○入札公告…………… 9	
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示……………10	

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第1号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則 (昭和46年宮崎県規則第37号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(垂直積雪量)</p> <p>第13条の2 令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域に応じ、それぞれ当該右欄に定める数値とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>垂直積雪量 (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日南市 小林市 (須木を除く。) 串間市 西都市 宮崎郡 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡のうち高鍋町、新富町、木城町、川南町及び都農町 東臼杵郡のうち門川町並びに美郷町のうち西郷区及び北郷区</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 域	垂直積雪量 (単位 メートル)	日南市 小林市 (須木を除く。) 串間市 西都市 宮崎郡 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡のうち高鍋町、新富町、木城町、川南町及び都農町 東臼杵郡のうち門川町並びに美郷町のうち西郷区及び北郷区	[略]	[略]		<p>(垂直積雪量)</p> <p>第13条の2 令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域に応じ、それぞれ当該右欄に定める数値とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>垂直積雪量 (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日南市 小林市 (須木を除く。) 串間市 西都市 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡のうち高鍋町、新富町、木城町、川南町及び都農町 東臼杵郡のうち門川町並びに美郷町のうち西郷区及び北郷区</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 域	垂直積雪量 (単位 メートル)	日南市 小林市 (須木を除く。) 串間市 西都市 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡のうち高鍋町、新富町、木城町、川南町及び都農町 東臼杵郡のうち門川町並びに美郷町のうち西郷区及び北郷区	[略]	[略]	
区 域	垂直積雪量 (単位 メートル)												
日南市 小林市 (須木を除く。) 串間市 西都市 宮崎郡 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡のうち高鍋町、新富町、木城町、川南町及び都農町 東臼杵郡のうち門川町並びに美郷町のうち西郷区及び北郷区	[略]												
[略]													
区 域	垂直積雪量 (単位 メートル)												
日南市 小林市 (須木を除く。) 串間市 西都市 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡のうち高鍋町、新富町、木城町、川南町及び都農町 東臼杵郡のうち門川町並びに美郷町のうち西郷区及び北郷区	[略]												
[略]													

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 119号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
古賀総合病院	宮崎市池内町数太木1749番地 1

2 救急病院の認定の有効期間

平成22年3月5日から平成25年3月4日まで

宮崎県告示第 120号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
池田病院	小林市大字真方27番地 1

2 救急病院の認定の有効期間

平成22年3月5日から平成25年3月4日まで

宮崎県告示第 121号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社 団紀章会	宮崎県都城 市松元町9 街区15号	山崎歯科医 院	宮崎県都城 市松元町9 街区15号	平成22年 1月1日
社会福祉法 人報酬会	宮崎県西諸 県郡高原町 蒲牟田7348 番地2	老人短期入 所施設ミッ シエル高崎	宮崎県都城 市高崎町大 牟田1920番 地2	平成22年 1月1日

有限会社ひ かり苑	宮崎県宮崎 市大字熊野 字今江9898 番地2	竹島アイサ ービスセン ター	宮崎県日向 市竹島町1 番地47	平成22年 1月1日
合同会社フ ェイス	宮崎県東白 杵郡門川町 中須5丁目 30-10中州 タウン10	デイサービ ス フェイ ス	宮崎県日向 市原町3丁 目1番5号	平成22年 2月1日
合同会社な ずな	宮崎県東諸 県郡国富町 大字本庄19 87番地3	訪問介護事 業所 なず な	宮崎県東諸 県郡国富町 大字本庄19 87番地3	平成22年 2月1日
社会福祉法 人常緑会	宮崎県都城 市豊満町26 47番地	デイサービ スセンター ふるさと	宮崎県都城 市豊満町26 42番地1	平成21年 10月16日
社会福祉法 人三名福祉 会	宮崎県東諸 県郡国富町 大字三名12 67番地	小規模多機 能型居宅介 護施設 ほ んじょう	宮崎県東諸 県郡国富町 大字本庄81 07-1	平成22年 2月1日

宮崎県告示第 122号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法 人成穂	宮崎県児湯 郡西米良村 竹原 432番 地	西米良村介 護予防支援 事業所	宮崎県児湯 郡西米良村 村所66番 1	平成21年 11月1日
有限会社向 日葵	宮崎県都城 市菖蒲原町 24番地2番 5	居宅介護支 援事業所さ くら	宮崎県都城 市祝吉町50 33-1	平成22年 2月1日
合同会社な ずな	宮崎県東諸 県郡国富町 大字本庄19 87番地3	居宅介護支 援事業所 なずな	宮崎県東諸 県郡国富町 大字本庄19 87番地3	平成22年 3月1日

宮崎県告示第 123号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年 3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
医療法人社団永和舎	宮崎県延岡市出北1丁目3番20号	訪問看護ステーション「サンケア」	宮崎県延岡市旭ヶ丘5丁目1番8号

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎県延岡市旭ヶ丘5丁目1番8号	宮崎県延岡市出北1丁目3番20号	平成22年 1月25日

宮崎県告示第 124号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年 3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
山崎歯科医院	宮崎県都城市松元町7街区15号	山崎歯科医院	宮崎県都城市松元町7街区15号	平成21年 12月31日

宮崎県告示第 125号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成22年 3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
長池 幸樹	都城市郡医師会病院	都城市	外科	平成22年 3月1日
横山 剛	医療法人仁愛会横山病院	都城市	消化器科	平成22年 3月1日
矢野 光子	愛泉会日南病院	日南市	内科、神経内科、小児科	平成22年 3月1日
永田 賢治	宮崎大学医学部附属病院	清武町	内科	平成22年 3月1日
蓮池 悟	宮崎大学医学部附属病院	清武町	内科	平成22年 3月1日
岩切 久芳	宮崎大学医学部附属病院	清武町	内科	平成22年 3月1日
楠元 寿典	宮崎大学医学部附属病院	清武町	内科	平成22年 3月1日
山路 卓巳	宮崎大学医学部附属病院	清武町	内科	平成22年 3月1日
中村 憲一	宮崎大学医学部附属病院	清武町	内科	平成22年 3月1日
三池 忠	宮崎大学医学部附属病院	清武町	内科	平成22年 3月1日
安倍 弘生	宮崎大学医学部附属病院	清武町	内科	平成22年 3月1日
原 政樹	医療法人慶明会けいめい記念病院	国富町	内科	平成22年 3月1日
永峰 淳	医療法人社団聖山会川南病院	川南町	外科	平成22年 3月1日
江藤 靖	医療法人社団聖山会川南病院	川南町	外科	平成22年 3月1日

宮崎県告示第 126号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指

定した。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
いわきりこころのクリニック	宮崎市	精神通院医療	平成22年3月16日

宮崎県告示第 127号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
有限会社みどり薬局	西都市	西都市大字妻857番地	西都市小野崎1丁目55番地	平成21年12月18日

宮崎県告示第 128号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関はその指定を辞退した。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	辞 退年月日
宮崎県立こども療育センター	清武町	精神通院医療	平成22年3月1日

宮崎県告示第 129号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 竣功認可年月日及び番号

平成22年2月26日

シレイ 26750-284

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

宮崎県

宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 東国原 英夫

3 埋立区域

(1) 位置

児湯郡川南町大字平田字四海5053番1、5053番2並びに、川南町大字平田字持場5109番1、5109番2の地先公有水面

(2) 区域

別表の1の地点から24の地点までを順次結んだ線及び1の地点と24の地点を結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積

6,502.33㎡

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成18年10月20日 シレイ 26750-1464

5 関係図書を閲覧することができる市町村名

川南町

別表

地点	地 点 の 位 置		
1の地点	川南漁港東防波堤灯台（北緯32度09分55秒、東経131度33分26秒）から		
		296度34分09秒	403.97mの地点
2の地点	1の地点から	202度46分52秒	78.13mの地点
3の地点	2の地点から	292度45分30秒	156.28mの地点
4の地点	3の地点から	202度44分56秒	170.00mの地点
5の地点	4の地点から	332度05分08秒	17.09mの地点
6の地点	5の地点から	3度33分20秒	10.59mの地点
7の地点	6の地点から	18度51分02秒	10.02mの地点
8の地点	7の地点から	16度34分14秒	10.06mの地点
9の地点	8の地点から	322度19分43秒	20.33mの地点
10の地点	9の地点から	94度16分18秒	20.04mの地点
11の地点	10の地点から	25度42分50秒	10.02mの地点
12の地点	11の地点から	48度57分02秒	22.27mの地点
13の地点	12の地点から	23度25分38秒	10.00mの地点
14の地点	13の地点から	43度09分11秒	10.66mの地点
15の地点	14の地点から	7度12分11秒	10.38mの地点
16の地点	15の地点から	25度42分19秒	10.01mの地点
17の地点	16の地点から	27度25分42秒	10.03mの地点
18の地点	17の地点から	33度36分04秒	10.18mの地点
19の地点	18の地点から	25度08分33秒	20.02mの地点
20の地点	19の地点から	350度04分27秒	11.56mの地点
21の地点	20の地点から	45度21分32秒	11.06mの地点
22の地点	21の地点から	94度35分46秒	13.74mの地点
23の地点	22の地点から	118度05分05秒	81.13mの地点
24の地点	23の地点から	75度44分52秒	2.83mの地点

宮崎県告示第 130号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年3月11日から平成22年3月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

国道	国道 2 19号	西都市大字 右松字北鶴 629番1地 先から同市 同大字同字 709番1地 先まで	旧	9.0 ~ 11.5	264.5
			新	10.3 ~ 11.5	

宮崎県告示第 131号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月11日から平成22年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市中川 原町 4 丁目 5225番 1 地 先から同市 同町 4 丁目 5231番 1 地 先まで	旧	9.5 ~ 26.8	170.9
				新	16.2 ~ 26.8	170.9

宮崎県告示第 132号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月11日から平成22年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字小 馬場2206番 地先から同 郡同町同大 字同字2205 番 2 地先ま で	旧	4.0 ~ 6.4	34.8
				新	6.4 ~ 10.0	34.8

宮崎県告示第 133号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月11日から平成22年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市中川 原町 5 丁目 5324番23地 先から同市 同町 4 丁目 5324番 1 地 先まで	旧	7.7 ~ 17.9	148.9
				新	22.3 ~ 32.8	152.8

宮崎県告示第 134号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月11日から平成22年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
337	県道	城ヶ崎 清武線	宮崎市大字 本郷北方字 島田3078番 4 地先から 同市同大字 同字3162番 1 地先まで	旧	10.0 ~ 27.9	254.0
				新	14.3 ~ 31.8	254.0

宮崎県告示第 135号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月11日から平成22年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
430	県道	郷之原 日南線	日南市大字 殿所字西迫 1744番 7 地 先から同市 大字星倉字 大田川2503	旧	7.2 ~ 52.6	643.7
				新	11.1 ~ 83.1	637.2

			番 6 地 先 まで		
--	--	--	------------	--	--

宮崎県告示第 136号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月11日から平成22年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
443	県道	仏坂大 堂津線	日南市大字 萩之嶺字久 保1437番 1 地先から同 市同大字字 斜木1371番 1 地先まで	旧	14.0 ～ 17.9	167.4
				新	14.0 ～ 22.5	

宮崎県告示第 137号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月11日から平成22年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	延岡市岡富 町 693番 2 地先から同 市北小路11 41番 2 地先 まで	平成22年 3 月11日

宮崎県告示第 138号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月11日から平成22年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日

	国道	国道 2 19号	西都市大字 右松字北鶴 629番 1 地 先から同市 同大字同字 709番 1 地 先まで	平成22年 3 月17日
--	----	-------------	---	--------------

宮崎県告示第 139号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月11日から平成22年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市中川 原町 4 丁目 5225番 1 地 先から同市 同町 4 丁目 5231番 1 地 先まで	平成22年 3 月11日

宮崎県告示第 140号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月11日から平成22年 3 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字小 馬場2206番 地先から同 郡同町同大 字同字2205 番 2 地先ま で	平成22年 3 月11日

宮崎県告示第 141号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年3月11日から平成22年3月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市中川原町5丁目5324番23地先から同市同町4丁目5324番1地先まで	平成22年3月11日

宮崎県告示第 142号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年3月11日から平成22年3月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
337	県道	城ヶ崎清武線	宮崎市大字本郷北方字島田3078番4地先から同市同大字同字3162番1地先まで	平成22年3月11日

宮崎県告示第 143号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年3月11日から平成22年3月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
430	県道	郷之原日南線	日南市大字殿所字西迫1744番7地先から同市大字星倉字大田川2503	平成22年3月11日

番6地先まで

宮崎県告示第 144号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年3月11日から平成22年3月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
443	県道	仏坂大堂津線	日南市大字萩之嶺字久保1437番1地先から同市同大字字斜木1371番1地先まで	平成22年3月11日

宮崎県告示第 145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門川町	大 原	I - 1 - 1156	急傾斜地の崩壊
	鶴 ノ 前	I - 1 - 1157	急傾斜地の崩壊
	竹 の 下	I - 1 - 1158	急傾斜地の崩壊
	三ヶ瀬 1	II - 1 - 6605	急傾斜地の崩壊
	三ヶ瀬 2	II - 1 - 6606	急傾斜地の崩壊
	大 原 1	II - 1 - 6607	急傾斜地の崩壊
	三ヶ瀬 3	II - 1 - 6608	急傾斜地の崩壊
	大 原 川	09 - 421 - 1 - 003	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及

び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

門川町	大 原	I - 1 - 1156	急傾斜地の崩壊
	鶴ノ前	I - 1 - 1157	急傾斜地の崩壊
	竹の下	I - 1 - 1158	急傾斜地の崩壊
	三ヶ瀬 1	II - 1 - 6605	急傾斜地の崩壊
	三ヶ瀬 2	II - 1 - 6606	急傾斜地の崩壊
	大 原 1	II - 1 - 6607	急傾斜地の崩壊
	三ヶ瀬 3	II - 1 - 6608	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

建築主事事務処理規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 147号

建築主事事務処理規程の一部を改正する告示

建築主事事務処理規程(昭和59年宮崎県告示第 324号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
建築主事		所管区域		建築主事		所管区域	
名称	所属			名称	所属		
[略]				[略]			
宮崎地区 建築主事	宮崎土木事務所 高岡土木事務所 西都土木事務所 高鍋土木事務所	西都市 宮崎郡 東諸県郡 児湯郡 東臼杵郡 椎葉村 大字 大河内		宮崎地区 建築主事	宮崎土木事務所 高岡土木事務所 西都土木事務所 高鍋土木事務所	西都市 東諸県郡 児湯郡 東臼杵郡 椎葉村 大字 大河内	
[略]				[略]			

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルミヤストアヶ岡店
延岡市伊形町5066番地 外3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊恭行

- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊恭行
大分県佐伯市野岡町2丁目1番10号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年11月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,312㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北西側 (No1) 3台
建物敷地北西側 (No2) 77台
合計 80台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北西側 42台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南東側 50㎡
 (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 建物内南東側 15.54㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 建物北西側 (No1) 午前8時30分～午後10時
 建物敷地北西側 (No2) 午前8時30分～午後11時30分
 (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 建物北西側駐車場南側 1箇所 (出入口)
 建物敷地北西側駐車場南側及び西側 2箇所 (出口1箇所、入口1箇所)
 合計 3箇所
 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時～午後10時

8 届出年月日
 平成22年3月2日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 (1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 (2) 期間
 平成22年3月11日から平成22年7月12日まで

10 意見書の提出先及び期間
 (1) 提出先
 宮崎県商工観光労働部商業支援課
 (2) 期間
 平成22年3月11日から平成22年7月12日まで

11 意見書の記載事項
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、一ツ瀬川土地改良区 (西都市) の役員の退任について次のとおり届出があった。
 平成22年3月11日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	黒 木 秀 也	高鍋町大字上江2703番地4

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
 平成22年3月11日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
河 内 西	高千穂町	農地保全整備事業	平成22年2月26日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年3月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷 (こん包及び配送を含む。) 「県広報みやざき」 360,000部×6回、A4判4色カラー8ページ 「県議会の動き」 360,000部×6回、A4判4色カラー4ページ
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成23年3月31日まで
- (4) 納入場所 総部数のうち、354,000部はこん包の上宮崎県が指定する場所へ発送し、残部は宮崎県県民政策部秘書広報課へ納入する。
- (5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成21年宮崎県告示第 234号に規定する資格を有する者で、営業種目が印刷類で種目が平版活版又はカラー印刷のものであること。
 - イ 過去2年間に4色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。
 - ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8日以内に6,000部、10日以内に354,000部の印刷 (こん包及び配送を含む。) が可能な機械設備及び人員体制を有している者であること。
 - エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。
 - オ 連絡をしてからおおむね2時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県県民政策部秘書広報課又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。
 - カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差し替え等に即時対応できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類 (以下「証明書」という。) を平成22年4月15日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。
 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 期間 平成22年3月11日から平成22年4月19日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
 - (2) 期間 平成22年3月11日から平成22年4月19日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 5 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号
 - (2) 日時 平成22年3月18日 午後 2 時
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
 - (2) 提出期限 平成22年4月20日 午後 3 時 (郵便にあっては平成22年4月19日午後 5 時必着)
 - (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては、書留郵便に限る。) によること。
- 7 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号
 - (2) 日時 平成22年4月20日 午後 3 時
- 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成22年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
 - (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場

別 表

- 合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki", and "Kengikainougoki", 360,000copies × 6 times a year.
- (2) Time limit for tender: 3:00p.m.20 April, 2010
- (3) Contact point for the notice: Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan
TEL: 0985-26-7208

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 118号

漁業法 (昭和24年法律第 267号) 第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成22年3月11日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 増殖義務

平成22年3月11日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

2 こいの増殖

こいについては、原則として指示量相当分に要する額と同額相当の産卵床造成を行うものとする。ただし、産卵床造成に要する額が指示量相当分に要する額に満たない場合は、その差額分をこい以外の漁業権対象魚種に振り替えることができるものとする。

3 おいかわ、うぐいの増殖

おいかわ、うぐいについては、別表に示す増殖のほか、全部又は一部を放流に要する額と同額相当の産卵床造成に替えることができるものとする。

4 指示内容の変更

特段の事情により当該指示が履行できない場合は、委員会の承認を受けて増殖の方法を変更することができるものとする。

5 実績報告の義務

漁業権者は、平成23年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

6 その他

当該指示については、別に定める第 5 種共同漁業権に係る増殖指示の取扱方針に基づき適正に行わなければならない。

漁業権番号	河川名	漁業権者	魚種及び数量 (増殖行為)													
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい		
			稚魚放流 (kg)	稚魚放流 (尾)	稚魚放流 (kg)	稚魚放流 (尾)	稚魚放流 (尾)	稚魚放流 (尾)	稚魚放流 (尾)	天然種苗放流 (kg)	人工種苗放流 (尾)	稚魚放流 (尾)	発眼卵放流 (万粒)	指示量相当分 (尾)		
内共第 1 号	北 川	代表 北川漁業協同組合	170	600	18	3,200		1,000			15	又は	3,000			4,900
内共第 2 号	祝子川	祝子川漁業協同組合	195		35.0	2,500	2,500	2,500			15	又は	3,000			1,000
内共第 3 号	五ヶ瀬川 (河口)	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	110		25			1,500			10.0	又は	2,000			1,000
内共第	五ヶ瀬川	代表 延岡五ヶ瀬	1,385	1,000	100	34,000	12,000	2,500	10,265	50	又は	10,000				16,000

4号		川漁業協同組合																		
内共第5号	五十鈴川	五十鈴川漁業協同組合	58	500	45	2,250				5	又は	1,000								2,500
内共第6号	塩見川	富島河川漁業協同組合		1,500	15					5	又は	1,000								1,500
内共第7号	耳川	代表 西郷漁業協同組合	155	2,000	215	15,100	3,750	2,000		140	又は	28,000								30,000
内共第8号	石並川	美幸内水面漁業協同組合	15		20	1,000				25	又は	5,000								1,150
内共第9号	名貫川	名貫川淡水漁業協同組合	15		5	500	500			5	又は	1,000								1,000
内共第10号	平田川	平田川淡水漁業協同組合	5	500	10					5	又は	1,000								5,000
内共第11号	小丸川	代表 小丸川漁業協同組合	150	500	135	15,000	2,000			25	又は	5,000								6,000
内共第12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合	226	1,000	200	20,000	10,000	20,000		25	又は	5,000								24,000
内共第13号	石崎川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合		750	20					5	又は	1,000								9,500
内共第14号	大淀川	代表 宮崎内水面漁業協同組合	458	3,250	457	8,800		14,700		150	又は	30,000								125,250
内共第15号	清武川	代表 木花内水面漁業協同組合	80	500	50					50	又は	10,000								6,000
内共第16号	加江田川	木花内水面漁業協同組合	15	500	10					25	又は	5,000								1,000
内共第17号	川内川上流	川内川上流漁業協同組合	30	500	20	5,000		1,000												13,000
内共第18号	広渡川	日南広渡川漁業協同組合	173	500	50	3,500				300	又は	60,000								15,000
内共第19号	福島川	串間市淡水漁業協同組合	30		40	1,000				10	又は	2,000								3,000
内共第20号	本城川	串間市淡水漁業協同組合	10		10					5	又は	1,000								1,000
内共第21号	御池	小林高原野尻漁業協同組合	10	500	30		500	1,000						1,000	又は	300				3,000

〈放流する魚種の体長・体重〉

1. あ ゆ 体重 3～7グラム
2. ふ な 体長 5センチメートル以上 (体重5グラム以上)
3. う な ぎ 体重 10～25グラム
4. や ま め 体重 5～10グラム
5. に じ ま す 体重 15グラム以上
6. う ぐ い 体重 5グラム以上
7. お い か わ 体重 1グラム以上
8. も く ず が に 体重 20～30グラム (単位: kg) 又は甲幅4ミリメートル以上 (単位: 尾)
9. わ か さ ぎ 体重 5グラム以上又は発眼卵

--	--